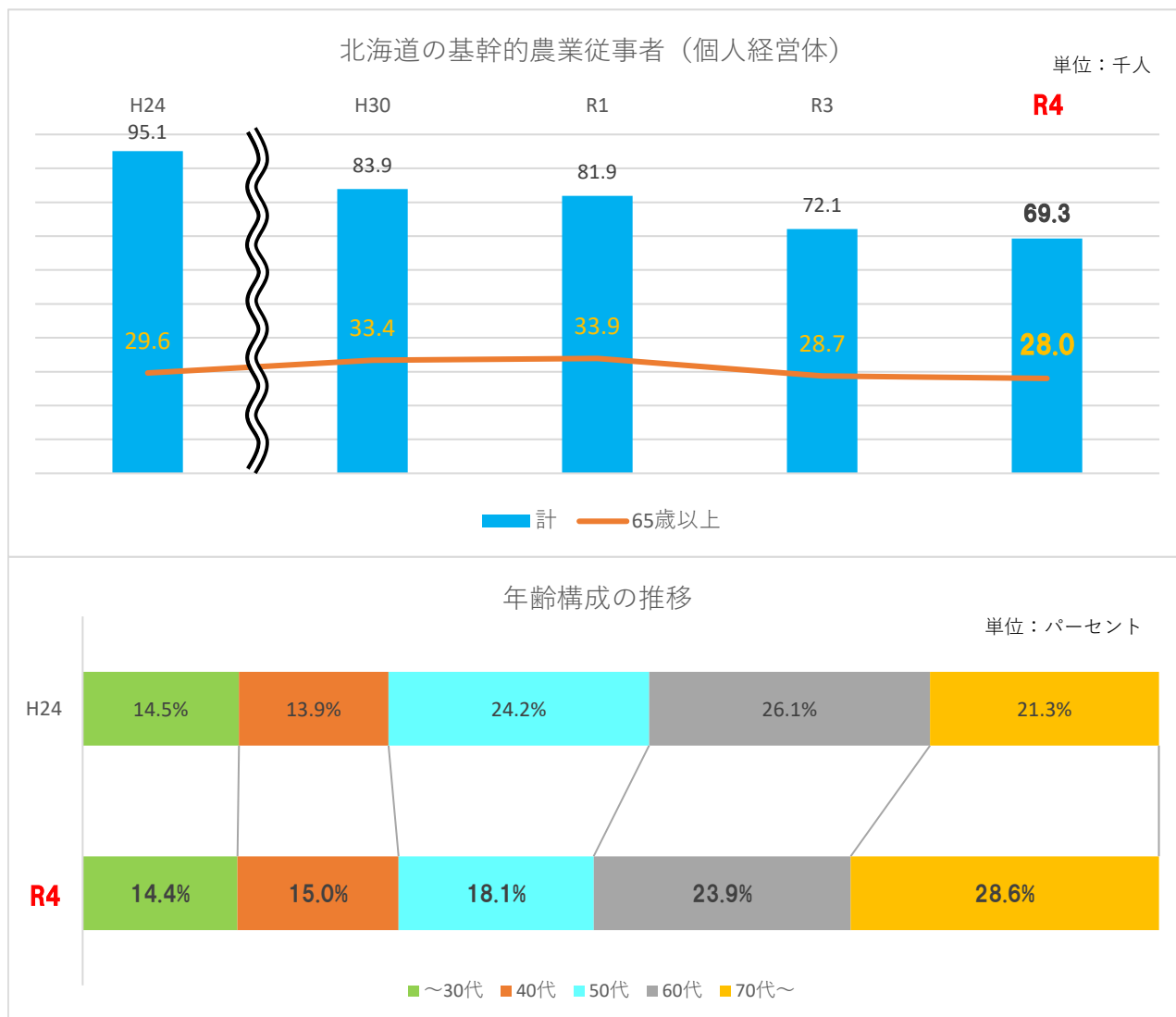


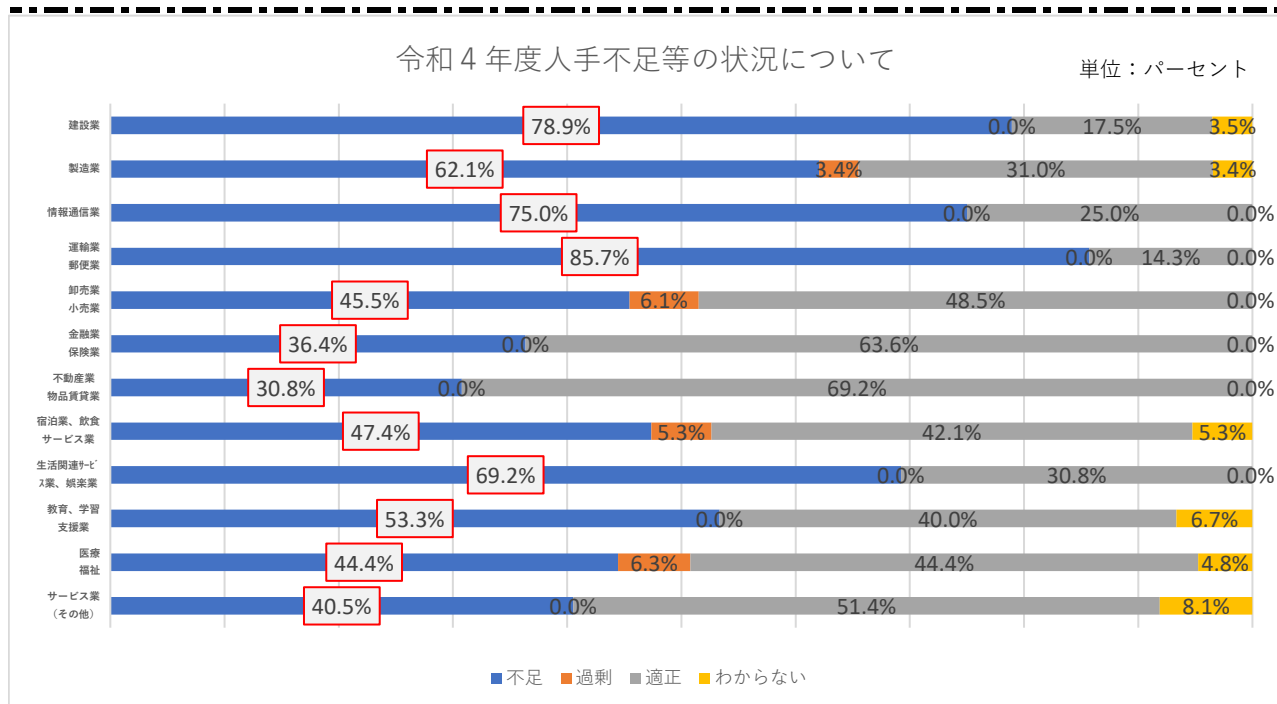
道州制特区推進法に基づく新たな提案の検討に向けたアイデア

提案事項	外国人スポーツインストラクター等が在留資格外活動をする際の手続きの簡素化及び要件の緩和
提案の背景 (現状の課題・ 問題点など)	・ 本道では、農業や観光をはじめとするサービス業等で人手不足が大きな課題となっている。 ・ 世界的に有名な国際観光エリアとなっているニセコを抱える後志地域では、冬期間には、スキーやスノーボードといったウィンタースポーツを楽しむため、多くの外国人観光客が訪れている。 ・ こうした外国人観光客等に対応するため、インストラクターとしての就労を目的とする外国人が、「特定活動」、「技能」などの在留資格で滞在している。 ・ 外国人インストラクターの中には、北海道での生活環境等に親しみをもち、ウィンタースポーツ期間以外の時期にも北海道に滞在し、就労したい旨の意向を示す方もおり、こうした方を他の業務に活用できる環境を整備することで、人手不足解消の一助とすることが可能となる。
提案内容 (アイデアの詳細)	・ 通常、外国人が日本国内で就労するためには、あらかじめ業務ごとに定められた「在留資格」を取得する必要がある。 ・ 外国人が取得した「在留資格」以外の活動をするには、『資格外活動の許可』を受けるか、在留資格を変更する必要がある。 ・ 資格外活動や在留資格の変更は特定の業務かつその業務に係る技能等を有する場合に許可されるものであり、対象となる者は限られる。また一部の在留資格には幅広い資格外活動が認められているが、その場合でも、就労時間に上限(28時間/週)が設けられているほか、認められる外国人は、入国時の在留資格が、「留学」、「特定活動(就職活動)」、「家族滞在」のみとなっている。(スポーツインストラクター(在留資格：特定活動または技能)は対象外) ・ スキー・スノーボード、ラフティング、カヌー等のインストラクターでの勤務経験を通じて本道の自然の素晴らしさを感じ、本道に親しみをもち本道で長期に渡る就労を望む外国人については、就労時間の上限規制の撤廃はもとより、簡易な手続きにより資格外活動を認めるなど、資格外活動を認める在留資格の大幅な緩和を図っていただきたい。
期待される効果 (アイデアが実現した場合のメリット)	・ 冷涼な気候や豊かな食を背景として、北海道の人気は冬季だけにとどまらず、年間を通じて世界の人々を引きつけており、今後も「特定活動」や「技能」といった在留資格によりインストラクターとして働くことを目的に本道を訪れる外国人は増加していくことが予想されるが、これらのアイデアによりさらに本道を目指す外国人の増加が見込まれる。 ・ 人口減少が著しい北海道にあつては、主要産業である農業や観光業などでの人手不足が顕著になっており、こうした課題の解消に向けた一助となる。
関係法令等	出入国管理及び難民認定法

北海道の人手不足について

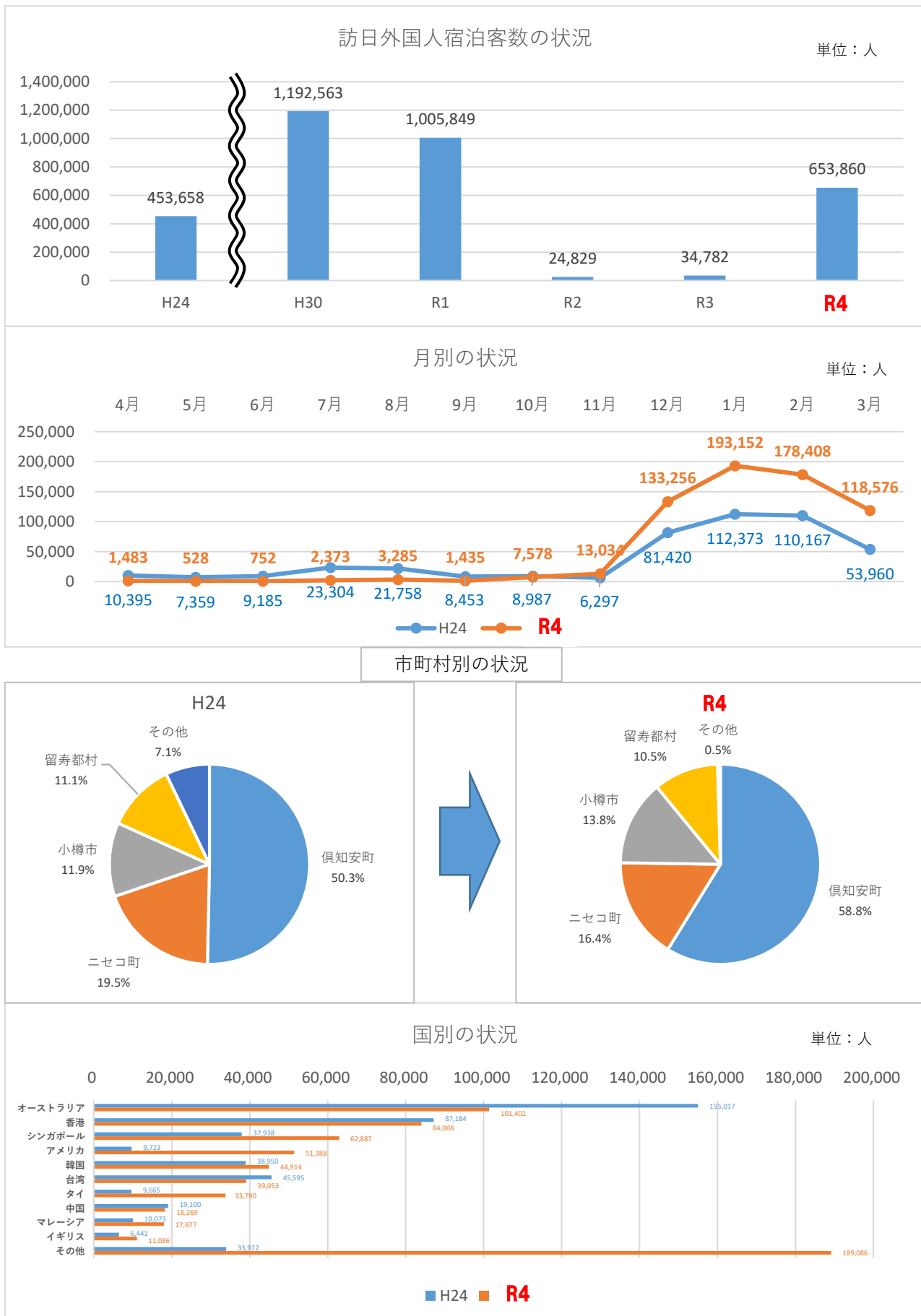


出典：農業構造動態調査（農林水産省統計部）



出典：就業環境実態調査（北海道経済部労働政策局雇用労政課）

後志管内の外国人観光客の状況



出典：後志総合振興局管内訪日外国人宿泊客数調査（北海道後志総合振興局）